

平成 29 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 10 月 6 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 10 月 6 日 午前 10 時 51 分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 報告事項

- (1) ダイセキ環境ソリューションとの公害防止協定について

2. 協議事項

- (1) 委員会代表質問について
- (2) 会期前委員会の開催について

5. 出席委員 (7名)

委員長	高木 将延	副委員長	野呂 和久
委員	伊藤 健二	委員	川上 文浩
委員	酒井 正司	委員	渡辺 仁美
委員	大平 伸二		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	吉田 隆司	環境課長	杉山 徳明
環境課環境保全係	木村 雄大		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡邊 ちえ	議会事務局 書記	林 桂太郎
-------------	-------	-------------	-------

○委員長（高木将延君） それでは、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、報告事項、ダイセキ環境ソリューションとの公害防止協定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部長（吉田隆司君） それでは、公害防止協定について説明を申し上げます。

ダイセキ環境ソリューションとは継続してこの公害防止協定について協議を行ってまいりまして、ほぼその内容について合意を得ている状況ですが、まだ 100%合意ができていない段階ではございません。したがって、本日はおおむねの骨子を中心にして、ダイセキ環境ソリューションとの間で今協定、今後についてやりますよという、そういったほぼ決まっている状況について説明をさせていただきたいと思っております。

それで、本日の説明の資料なんですけれども、協定書そのものの案でもって説明させていただくと非常にわかりやすいと思っておりますが、その公害防止協定の例文というのが一番下のほうに資料としてつけさせていただいております。例文というふうになっておりますけど、公害防止協定書の例文というやつでございますでしょうか。

これが実際にダイセキ環境ソリューションと市と結ぶ公害防止協定の例文です。これは県が示したものですけど、これをもとにして、多分加える部分が多いと思うんですけど、各条項に特にダイセキ環境ソリューションに関して必要となる部分を加えて協定書をつくることになってまいります。

協定書につきましては、一番最後のところに協定者として、甲として市長、乙として事業者、そして最後に立会人ということで、こちらは可茂建設事務所長を立会人として協定を結んでいくこととなります。その横には基準書というのがあって、この表で細かい数値等を載せていくというのが、この公害防止協定書の基本の形となります。

きょうは、この公害防止協定が示せないというのは、まずダイセキ環境ソリューションとほぼ打ち合わせは終わっているんですけども、この協議日について、この協定書の成文についてまでの打ち合わせができていません。それから、行政のほうとしても、行政係と相談しながら細かい文言についても調整する必要があります。それから、岐阜県との調整も必要であるということで、そういった意味で今回は、この協定書を示さずに骨子を用いての説明をさせていただきますので、その点だけ御了承をお願いしたいと思います。

それでは詳細について、課長のほうから説明申し上げます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしく申し上げます。

まずお配りをしました資料の全体の説明をさせていただきます。

資料 1 につきましては、今週の月曜日に環境審議会を開催しております。その際に、事業者であるダイセキ環境ソリューションのほうから、環境審議会向けに事業内容とそれから汚

染土壌処理施設の概要と環境対策を中心にした資料を作成して、自社で説明をしていただいたので、そのときの資料をつけさせてもらっています。そして、今部長がお話をさせてもらったように、資料 2-1、2-2、2-3 につきましては、今回、公害防止協定を結んでいく骨子、それから中身の資料ということになります。

そして、参考資料で御用意しておるのが今の例文、本日お手元にもう一つ、可児市の環境の平成 28 年度版の抜粋で、水質汚濁に係る環境基準と地下水の水質汚濁に係る環境基準という基準のものだけをお配りしております。後ほど、これについては説明をさせていただきますので、そんな形できょう進めさせてもらう資料を用意しました。

それではまず、ダイセキ環境ソリューションが作りしました資料 1 の概略だけ御説明をさせていただきます。

1 枚おめくりいただきまして事業内容ということで、1-1 として事業計画概要でございます。御案内のとおり、施設の設置場所は可児市二野、工業用地の中の一部、敷地面積が 1 万 9015.30 平米、用途地域は工業専用地域です。事業内容は、汚染土壌処理施設ということで、下にも少し書いてありますが、放射線含有土壌や産業廃棄物を取り扱う施設ではありませんということで、今回、産業廃棄物は特に扱う予定になっておりませんので、こういう書き方で説明をしました。

処理の方法としましては、後ほど若干詳しくお話をしますが、分別等処理ということで異物除去、含水率の調整ということで、どうしても土には水分を含水しておる率が違いますので、この後進めていく各施設においての処理ができるだけ簡便にできるということで、水分調整をするということをして 1 番目の分別等処理で行っていくそうです。2 つ目の浄化等処理につきましては、乾式磁力選別といいまして、磁石のエネルギーというか力を利用して、重金属を鉄の紛体につけさせて土壌から剥がすというようなやり方の工法を今回採用するということでございます。したがって、水洗浄というようなものはありませんということです。

汚染土壌の処理能力については 100 トン/時間ということで、計画でございますが、今のところ 100 トンということでお話を伺っています。今のところといいますのは、最終的に県との打ち合わせの中で処理能力が若干数字が動くということを知っておりますので、例えば 98 トンとか 102 トンとかという話が出てくるかもしれませんということで、おおむねの処理能力は 100 トンということでございます。この施設は 12 時間の稼働をするということで、日常で 1,200 トンの稼働をしていくボリュームを持っているというふうに聞いております。施設の稼働日につきましては、今お話ししましたように午前 8 時から午後 8 時ということで、日曜日を除く毎日 12 時間の操業をしていくと。予定従業員数は約 30 名ということで、会社のほうの社員の方が 8 名、そのほかの方については、地元採用も含めて検討していきたいというふうに考えているということで発表がございました。

続きまして 2 ページ目、次のページで、事業の、どうやって土が入ってどう流れていくかということをもう一度説明させていただきます。

公共・民間工事、特にトンネル工事とかに起因する発生土壌の中には、重金属を含むもの

が混在します。そういったものが出てきた場合に、まず工事現場のほうで事前に受け入れの審査をして、この施設で適正に処理ができるかどうかということ審査するということでございます。審査の結果、受け入れが可能ということであると、工場のほうに出てくると。一旦、工場のほうに入りました段階で、先ほどお話ししたようにごみとかそういったものをとるための分別等処理というのを行います。ここで、2つに矢印が分かれておると思うんですけど、2つの動きがあるということで、1つ目が本来の重金属をとる、浄化していく浄化等処理施設、先ほど申しあげました磁力選別による処理をして、おおむね入っていく土壌の10%ぐらいが濃縮土という真ん中のところに書いたもので、この中には重金属が含有されておるものです。右に行きますと浄化土というものについては、健全に埋め立てをしても大丈夫な土ということで、もちろん試験をした上で県内外の埋め立てが必要な土壌に使っていくと。主には、採石場の埋め戻し材というふうに聞いております。

戻っていただいて、分別等処理で真っすぐセメント工場、または名古屋リサイクルセンターで船便でというところにつきましては、中には選別をしたとしても濃縮土としてとれないものの物質とかというものもございまして、濃縮土と浄化土に分けることはできるんですけど、浄化土のほうに将来問題のある土、ここで言うと、例えば皆さん御承知の土ですと黄鉄鉱のような物質については、浄化はしてもそのまま土壌の中に残ってしまうので、浄化等処理をすることはないという考え方をしております。そういったものは、ごみとかそういったものを除去して、セメント工場に持っていくということです。県内のセメント工場に持っていく場合はダンプトラックで持っていきますし、他県のセメント工場については船便を利用して、名古屋のリサイクルセンターには船着き場がございまして、そこから運んでいくというふうに聞いております。

事前受け入れ審査で扱っていく物質を、赤囲みしてありますのは下の表でございます。特に浄化処理をする物質につきましては、上から読み上げていきますと、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、一つ飛びまして、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ここまでの浄化処理をする物質です。これから下については、先ほどお話しさせてもらったような分別等処理をする可能性があるということで、受け入れはしますが、そのままセメント工場に持っていくというものです。第3種の特有害物質といいますのは、農薬類なんですけれども、ほとんど入らないだろうというふうに聞いております。

1枚おめくりいただきまして、浄化方法でございます。DME工法といいまして、磁力選別をするものでございます。まず、処理前土壌という形で、こんな形で物質を大きくしますと入ってくるようです。茶色いのが土です。その周りがあるのが間隙水といいまして水分を含んでいるということです。土壌粒子というのはグレーのもので、こういった小さい粒が入っているということ、そして、ここに書いてあります水溶性の汚染物質はこういう形で安定をしている状態にあるということです。この難水性のものが将来的に溶けないので、埋め戻し材に使っても大丈夫ですよということで、難水性の汚染物質については安定したまま浄化

した後も、そのまま埋め戻し材に使っていくということでございます。

今回通らなきゃいけないのは小さな粒と、それから、そのとるためにまぜ込んだ鉄粉でございます。2番目で特殊鉄粉と硫酸と聞いておりますが、硫酸を混合すると、このときに硫酸をまぜるのは、トンネルの中にある、自然界にある物質は主にアルカリに転じていて、物質を安定するには酸を交えて中性の状態にしなきゃいけないということで、中性にするために酸をまぜていくということでございます。

そういった安定化した状態になりますと、重金属類、いわゆる土壌粒子と鉄粉が吸着して仲よくしてくるので、その仲よくしたものを3番目の磁選別ということで、鉄粉として回収していくということになるというのが浄化方法でございます。また、お伺いしていると視察にもいらっしゃるということですので、その現場でもまた改めて確認ができると思いますが、こんなような仕組みで浄化されるということでございます。

先ほどお話をしました1-2の事前審査の関係でございますけど、浄化確認も含めて3つのケースを考えておるといことです。1つ目は、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等に指定されている物質を浄化していく場合には1番目ということで、全ての有害物質について特定された状態で、既にある物質については、浄化後についても全ての特定物質を調べていきますよということになります。2番目も同様で、浄化確認については100立米ずつでいくということ聞いています。それは、1つ目が自主的な調査をもとにしたもので、法令や条例に準拠しない土壌の調査が行われておる物質については、限定的にしか事前調査がやっていないので、追加的に調査をして受け入れをしますけれども、結果的には全項目を入っているか入っていないかを調べなきゃいけないので、浄化確認として全項目確認するということに考えておるようです。

もう一つのポツが2つありますけど、2つ目と3つ目は同様なんですけど、工事現場から発生するものについては、特にリニア中央新幹線なんかは表土部分というのがあるもんですから、表土部分については人為的に何らかの施しがしてある可能性があるんで、全ての物質を調べた上で受け入れをするというものになります。したがって、浄化後の確認についても全ての物質をはかるということで、外に出すように考えておるようです。3番目については、リニア中央新幹線の深部ですね、ある一定以上の深さのところについては、自然由来の物質しかありませんので、そもそも当初に事前調査した物質、特にこの施設でやっていく物質を中心に調べていくというふうに言っております。シアン化合物を除くと書いてありますのは、これは人工物ですので、天然ではありませんので、浄化調査をしませんということに考えておるようです。

続きまして、汚染土壌処理施設の概要でございます。

下段に施設の配置計画図（平面図）がございます。ここの施設は、3つの処理施設に分かれて建設をされるということでございます。左上に調整池がございます。右下の工場出入り口のところから通常の汚染土壌が入ってまいります。汚染土壌は赤いダンプトラックで入りまして、左向きに動いていって、受け入れヤードというところで、これは上部にございます

2階の高さ以上にあるところからダンプアップをして、下の受け取り側の分別等処理施設に投じられる形になります。ダンプにつきましてはダンプアップした後、外周道路を通過して外に出るといった形です。分別等処理施設で受け入れた汚染土壌については、2つの工程に分かれてまいります。

1つ目の分別処理をされた土につきましては、一番下側のほうに蓄えられる形になってきて、最終的に蓄えられたものを分別等処理施設の上側、見てもらった上側にピンク色のダンプトラックがとまっておりますけど、こちらでセメント工場に持っていく車両に、施設内から施設の外で待っているダンプに投入して動かすという形になります。もう一方の浄化をする必要のある土壌については、分別等処理施設から浄化等処理施設へベルトコンベヤーで運びまして、ベルトコンベヤーをおりた土が真ん中の浄化等処理施設で処理をされて、濃縮土については、その浄化等処理施設の右上にありますグリーン色のダンプトラックに乗って外に出ていくということで、こちらも施設内から施設外の場内通路で待ち受けているダンプトラックに投入をしていくという形でございます。さらに浄化された土については、その上の浄化土保管ヤードに置かれて、ここから青いダンプ、2系統ございますけど、2系統で青いダンプに積んで外に持ち出すということでございます。

1枚めくっていただきますと姿図があります。鳥瞰図の上側が工場の出入り口から見た浄化処理施設等々の3棟と、ダンプトラックの絵面でございます。事務所については、工場の入り口のすぐ上にあります事務所が本体の事務所です。左手のほうに事務所というのが見えますと思いますが、こちら側では計量等しなきゃいけないものであったり、受け取り伝票等処理の伝票処理をしなきゃいけない窓口をこちらの事務所で構えるというふうに聞いています。下段が、西側に近いところから見た鳥瞰図になります。

環境対策と環境管理につきましては関連がありますので、後ほどあわせて説明させていただきますので、工場の処理施設の概要までとして、資料2のほうに目を移していただければありがたいと思います。

資料2につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたように、公害防止協定の2-1は骨子、2-2につきましては公害防止協定の基準書というものを添付することにしておりまして、環境保全に関する基準書として取りまとめていく予定の法令基準や協定値、または自主測定の頻度の一覧表でございます。したがって、これらの項目のモニタリング、または物質に関して着目をしておるといったことを見ていただくためにお出しをさせていただきました。そして、資料2-3につきましては、モニタリングの箇所について後ほど少し触れさせていただこうと考えております。

それでは戻りまして、資料2-1をごらんください。

今回の骨子につきましては、まず一番左側に典型公害として分類するものがございまして、7項目ございます。そのうちの今回の事業所に関連するものは、大気、水質、土壌、騒音・振動でございます。そのほかの項目については、悪臭、地盤沈下の関係がございまして、今回の工場については悪臭または地盤沈下に関するものはありませんので、5つの項目につ

いて分類して説明をさせてもらうことにしております。

事態というふうに書いてございますものについては、大気に関連する工場に関連する事態を書かせてもらっています。そして、真ん中に協定書、マニュアル、モニタリングというふうに書かせてもらっていますが、協定書といいますのは今回締結をしていこうとしている公害防止協定に記載をするもの。そして、今回の協定につきましては、ちょっと特色がありまして、細かなマニュアルあるいは規定については、変更等をできるだけ簡便にしてあげることが必要な場合がありますので、工場の操業前までにマニュアルまたは規定をつくらせてもらって、それに基づいて管理をしていくというふうな考え方で外に出させてもらって、今後、まだこれから協議を進めながらマニュアルを整備していくという考え方をしております。そして最後にモニタリングといいますのは、先ほどお話しさせてもらった環境保全に関する基準書に基づいて、測定をしていくものの項目に該当するものに丸つけをしております。マニュアルにつきましては、少し見にくいんですけど3つございまして、2番の土壤運搬車両からの粉じんの飛散というところに2つ目のポツ、事業者が作成する汚染土壤運搬規程というもの、そして3番目の4つ目のポツの途中で、協定書規定により事業者が作成する緊急対応マニュアルで、もう一つのマニュアルは1枚おめくりいただいた20番目に書いてあります、工場建設等の安全性というところの2つ目のポツの処理施設点検マニュアルという、この3つのマニュアルで運転・管理をきっちりしてもらうような形で考えております。

なお、この汚染土壤処理施設については、環境省が示す汚染土壤業に関するガイドライン、そして汚染土壤運搬に係るガイドラインといいますのは、それぞれもともとあるものですので、そういったものは当然のごとくして遵守していくということで考えたベースに立っております。

全部を説明しますと非常に時間がかかると思いますので、まず特色からお話をさせていただきたいと思います。

今回の公害防止協定につきましては、汚染土壤を処理するというところで、土壤汚染対策法に基づくものでございます。県の示している様式、参考資料のほうを見ていただきますと、公害防止対策というところで第2条というところにそれぞれの法律が書いてございます。この様式の例文の中には、土壤汚染対策法というものがございません。したがって、ここに土壤汚染対策法を記入するのがまず一番大事な要素だと思っています。その上で、土壤汚染対策法に基づく事業所でありますので、本来、土壤汚染対策法に基づく基準に基づいた排出をするわけですけど、この施設では水処理をしない関係で、汚染土壤に関する排出水、先ほどもお話ししました、調整池からは何らかの水が排出されるわけですけど、そこに係る基準がありません。したがって、汚染土壤の排出に係る排出水の基準をこの協定書に盛り込む必要があるということが第1番目のポイントです。

2つ目のポイントは、土壤の含有されておる物質です。ウランの関係とか黄鉄鉱の関係というものがありましたけど、それらをきちっと管理してもらう必要があるということで、そこにクローズアップしております。

そして最後が、住民の方々から最終的に不安になってくるだろうと思いますのは、交通渋滞とか車両の速度の規制に関するものとか、交通安全に関するものじゃないかなというふう
に考えておりますので、その3つを特に中心にしてこの間協議を進めてまいりました。

期間がかかっているのは、先ほどお話ししました第1番目の排水の水質基準に関するものが非常に長くかかりました。そして、もう一つがウランの取り扱いに関するものについても、議員のほうからも御意見いただいて事業者のほうと対峙してまいりましたが、非常に時間がかかったのはその2つです。もちろん県のほうからもウランに関しては、何らかの考え方で示していらっしゃるということを指示されていらっしゃるだったので、その辺の関係も含めて時間がかかってきたということです。

かいつまんで今、大枠を説明させていただきましたので、それに係る部分を説明させていただくと、3のところです。公共水域への汚染水の流出ということで、水質汚染による魚類へい死を含めて、協定書にもマニュアルにもモニタリングをするという考え方で結論を整備させてもらっています。

まず1番目が、施設においては先ほどもお話ししましたように、発生する水は沈砂池、調整池を経由して施設外に出るものですから、万が一汚染した物質が出たと考えられる場合には、調整ゲートを設けて水を出しませんということが施設のほうで施されています。

そして、協定の中では、2つ目のポツで、モニタリングによって調整池吐き出し口の排水水が環境基準等を超過した場合は、原因の究明を必要と考えられる対応につき協議をします、また、協定書の規定等に基づき、協定値超えの汚染水の流出が発覚した場合は、汚染拡大の防止や事故の公表など必要な対応を行いますというふうに協定で結んでおります。協定書の規定により事業者が作成する緊急対応マニュアルにも、どういうことをやるよということを書かせるように考えております。モニタリングについては、事業者が頻度に応じて、排水水または久々利の三作堰の水質をモニタリングしていくというふうに考えております。

一度、資料2-2に基準書を示しておりますので、基準書を見てください。

水質については、1枚目の調整池吐き出し口というところと、その下の久々利川、そして3つ目に水質というところで、次ページの地下水というものが水質にかかわってくるものです。前段でお話ししました水質の調整口、吐き出し口というところが、この事業者が一番最初に気にしなきゃいけない排水の基準でございます。法律の基準では、先ほどもお話をしましたように、水処理をする施設においては基準がありますが、水処理をしない施設ですので基準がありません。会社のほうとしては、水処理をする施設基準と同等の基準で、法律の書いてあるものを法令基準として遵守していきますということを法令の基準として捉えます。今回法令の基準として捉える、いわゆる土壤汚染対策法に基づく排水基準が協定値として定めております。この協定値を超えた分については、いわゆる事故として取り扱っていくというものでございます。

先ほどお話をしました環境基準はどこから来るんだということですが、環境基準は本日お配りさせてもらいました可児市の環境というものの抜粋をお示ししておりますけど、そこ

のめくっていただきました2枚目に、水質汚濁に係る環境基準、人の健康の保護に関する環境基準というのがあります。ここに書いてあるものが環境基準です。先ほどの資料2-2と見ていただくとわかっていただけるとは思いますけど、例えばカドミウムを見てください。基準書のほうでは、カドミウム及びその化合物として単位が書いてありまして、すぐ横に0.03 ミリグラム／リットルというふうに表示をしてあります。協定値も同数ですけど。一方の環境基準については、0.003 ミリグラム／リットル以下ということで、排水基準から比べると10分の1の基準になります。そのほかの物質についても10分の1、または検出されないことというふうになっています。今回の事業者の排水は、そもそも水処理をしないので出さないですよ。出さないんで環境基準で規定値としましょうという話をしましたけど、排水基準で法基準があるので、規定値としては排水基準で進めさせていただきたい。ただし、水を出すというふうには考えていないので、物質を持つ水が出る場合には、環境基準に基づいてそれぞれの対策を考えていきたいと考えているので、協定書のほうで環境基準で動くようにしていただきたいということで、環境基準というものを取り上げて、みずからの規制基準の10分の1の排水を排出した場合には対応しますということが、今回の協定中のクローズアップしたものです。

もう一度整理をすると、本来法令の基準はないけれども、法令の基準に基づいて会社は捉えていきます。しかし、出ないと言っているんで、出ないんであれば環境基準というもので、10分の1の基準で何らかの対応をしてくださいよということで、環境基準に基づいて事業者が動いていくという仕組みをつくったものでございます。

2つ目の大きな項目としまして、2枚目をおめくりください。

土壌の部分です。特にウランと黄鉄鉱のことを書かせてもらっています。まず15で、ウランを含んだ土壌の意図しない搬入ということで、土壌については、結論から言いますと搬入口に放射線検知装置を設置しますということで、資料1の3-5というところを見てください。一番最初に御説明したダイセキ環境ソリューションの持ってきた資料の3-5というところ。そこに放射線という項目がございまして、ダンプトラックが入ってくるこの赤丸のところ放射線を、ガンマ線を検知する検知器をここに設置するというのが施設のほうで施されています。さらに、ここに青い字で書いてありますけど、作業員には個人線量計を携帯させるということで、被爆防止に努めていく管理をしていきますというふうに会社のほうで言っておりますので、そのものを協定の中にも書かせてもらっています。

そもそも、事業者も市もウランの含有したものは入ってこないというふうに前提をしております。それは、骨子の中にも書かせてもらっていますけど、ウランを含んだ土壌の意図しない搬入のところの対策等の2番目のポツです。リニア工事発生土については、JR東海の岐阜県内月吉鉱床北側の約3キロ区間における発生土等の管理示方書によって、1ベクレルを超える発生土は搬出しないというふうに、JR東海の示方書で考えているところですので、1ベクレルを超えるものはまず持ち出しがないということです。しかし、持ち出しがないといっても、もしかしたら入ってくるんじゃないのということがもともとのスタートでして、

従業員の健康被害を考えると何らかの処理をしなければいけないということで会社のほうも考えておみえになって、今お話しした空間線量を車両ごとにはかると。車両で0.5マイクロシーベルト／アワーを超えた場合には、そのままお帰りくださいというふうな規定を持っています。協定書にもそのように書かせてもらっています。そして、個人線量計についても携帯すると。その携帯された個人線量計については、積み込み型のトータル年間被爆量が1ミリシーベルトになると従業員に健康被害があるということになっておりますので、積み上げ方式の加算方式の線量計を持っていくということですので、場合に応じてその線量計の数値を見せてくださいねということについても協定の中に入れてもらっています。モニタリングの項目としても書かせてもらっているところです。

そして、もう一個の物質の黄鉄鉱の搬入については、先ほども少し説明をさせていただきましたけど、対策等のところで書かせてもらっています。土壌の受け入れ前に酸性化可能性試験というものをやります。黄鉄鉱を含む物質については、水に反応して3.5pH以下になってしまいます。酸性水が出てしまいますので、そういった試験を事前にします。3.5pH以下に示すものについてはセメント工場に持っていきますということです。分別処理をして搬出しますということです。協定書には書かせてもらっていません。ただし、モニタリングとしてはそういった物質の溶出試験等々しますので、そういったものはモニタリングとしてやっていきますということです。酸性水の問題ですので、調整池でpHをはかってもらうことで酸性水が出ていないことはわかりますので、そういったモニタリングを進めていくというふうに考えています。

そして最後に、いわゆる交通安全管理については23番のところで、交通渋滞や交通事故等、交通安全に関して協定の中で進めていくところとして、今まだ協議を行っていますように書かせてもらっていますが、車両の台数とかなかなか難しい、ちょっと敏感に反応するようなものもありますので、総論としては交通安全に努めていくこと、そして交通渋滞を起こさないこと、交通渋滞を起こしたようなときには緩和措置をするというようなことを書かせてもらうということで進めたいと思っています。もちろん一般的なことでございますので、協定に持ち込むことではないというふうに考えていますけど、今回は特に地元からもそういった御意見や、議員からの御意見をいただいていますので、協定の中でそれをうたい込むというふうに考えておるところです。

モニタリングのポイントだけ御説明をさせていただきたいと思っておりますので、少し戻ってもらうかもしれませんが、まず資料2-3で示させてもらったものが協定書に添付しようと思っている箇所図です。下側に書いてありますように大気が2カ所、騒音・振動道路側が1カ所、東明小学校の少し左、ちょうど真ん中中央道路のところに黄色いポイントがあると思っておりますけど、ここが道路上のポイントです。左に移ってもらったら、調整池吐き出し口1カ所というのが緑色、久々利川の左手中央より上の左上のところに久々利川の1カ所、これが三作堰の上です。水質（地下水）の1カ所については、地下水の流方向を確認してもらったところ、この青いポイントのほうに集まってくるということでしたので、最終的に地下水の

モニタリング箇所としてこのあたりに考えています。騒音・振動については事業所の4カ所、少しくすんだ黄土色みたいなポイントで考えています。

また、ダイセキ環境ソリューションのつくりました環境対策及び環境管理というところに、大気から放射線まで5つに分類してポイント等書いてございますので、そちらも参考にとら思つて今回お持ちをさせてもらいました。ダイセキ環境ソリューションの資料の補足として、3-3の土壤のところ、もしかすると降雨時にダンプが通つていて土壤がこぼれたりすることもありますので、そういった場合には沈砂池を設けて、ここで一旦受け取るということを考えておるといふことで、15立米という沈砂池をこの青いところに設けるというふうに計画をされています。

なお、これら全てが現状どうなつておるかということですが、現在、岐阜県のほうで平成29年4月に専門家会議を行われて、それ以降、ダイセキ環境ソリューションからは修正事項等が9月になりまして提出がありました。その9月に提出されたものを専門委員にもう一度回答を投げかけて、意見を集約するという作業を行つてみえて、先日の委員会でもお話をしたように、10月中旬ぐらいをめどに回答が出せるだろうということを考えてみえて、事業者としてはそれを目途に本体工事の着工を進めたいというふうに考えておるようです。したがいまして、我々も少し時間的にタイトですけれども、それまでに成文化した協定を締結したいというふうに考えております。

今後の動きとしましては、来週早々に二野区、羽崎区の役員に今回お示ししておる資料で概略を説明して、地元との約束事についても、この中で入っておりますので安心くださいという話をさせてもらう予定に思つております。また、県のほうについては、県事務所経由で、先ほど部長が申しました協定書の成文化したものをやり取りしていく予定にしております。なお、項目等については、本課と整理させてもらつておおむねよかろうという意見をいただいておりますので、項目等の修正については恐らくないだろうというふうに考えております。

以上、長くなりましたが説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方。

○委員（川上文浩君） まず1点、水処理しない、これは前から言つていて、これから工場を見に行くんでわかるんだけど、例えば工場内の掃除とかそういったものに一切水は用いないということなんですか。

○環境課長（杉山徳明君） 水は用いないというふう聞いています。ただ、施設設計計画平面図というのがありますよね。そこで、ダンプトラックが寄り添うところについてはミストシャワーをかけるそうです。したがつて、そこでは水を周囲でこういう形で噴霧をしますけど、それ自体が流れるほどの水じゃないので、水処理はしませんということなんです。

もう一つ気にしなきゃいけないのが、とても小さいのでわかりにくいんですけど、分別等処理施設の中に黒い四角がありますよね。これは洗輪場なんです。足を洗う、タイヤを洗う施設なんですけど、どうしてもこの分別等処理施設には、汚染土壤も汚染されていないと思

われる土壌も含めて入れなきゃいけない可能性があるというのは、いわゆる物質があると1つの工程で薬品を入れたり、あるいは選別をする頻度とかというのを考えていくということで、特に先ほどもお話ししましたように、アルカリに偏ったものを酸性にしなければいけないので、2つの地域から持ってくると中和できないもんですから、片方の施設から持ってきたものをとにかく処理をして、もう一方のところの山から出てきたら、一旦この分別等処理施設の中で仮置きをしなければいけない施設があります。そこでどうしても汚れた土に触れるので、洗浄水をかけてタイヤを洗っていくという施設がこの中に入ります。その水は産業廃棄物として一切流さないというふうに聞いています。

○委員（川上文浩君） やはり水処理はしないんだけど、水を使わないなんてことはあり得ないので、それが本当に河川に流れたりすることのないようにチェックをしていかなくちゃいけないのと、どこでどう水を使うとかは徹底的に、掃除なんかでざあっとホースでやられただけで流れていっちゃう可能性もあるので、そういうところはきちっとしてほしいということと、あとはリニア中央新幹線が正式に名前が出てきたんだけど、リニア中央新幹線の汚染土を処理するとなったときに、これは県内から搬出される汚染土というふうに限定して、一切県外のものが入らないということは確約はできているわけでしょうか。

○環境課長（杉山徳明君） ダイセキ環境ソリューションが今現在、リニア中央新幹線ほかどこも契約をしておりません。受け取りの契約も処理の契約もしていません。ダイセキ環境ソリューションは、こういう言い方をすると大変事業者に失礼かもしれませんが、とれんかったらどっから持ってきてでもこの処理をしないと事業採算が合わないの、外から持ってこられる可能性はあると考えています。ただし、リニア中央新幹線の、そもそもJR東海の方考え方としては、県内の土は県内で処理するというのを聞いていますので、今、議員言われた回答については、JR東海のほうにぶつけるべきものというふうに考えておりますので、リニア中央新幹線の県外のものが入ってくるということは、今の段階ではないというふうに考えています。

○委員（川上文浩君） 先ほどの説明の中で、深いところの部分に関してはやはりいろんなものはまざらないだろうと言われて、浅いところはちょっと危ないかもしれないとなってくると、愛知県名古屋市内はほぼ大深層といっても、いろんなものがまざってくる可能性があって、それをこちらへ運んでくるということがあると、これはJR東海の問題じゃなくて、僕はその処理事業者の問題であって、その本来、大深層の土、汚染土に関しては処理しないというような我々は感覚で今まで委員会も来ていたので、もしそれが入ってくるとなるとちょっと前提が変わってしまいますので、その辺のところはどうですか。

○環境課長（杉山徳明君） 基本は、リニア中央新幹線のほうのJR東海の問題だと思いますので、そのものは受けとめた上で、土壌の中で我々が考えていますのは、土壌のところ11、12、13とまとめた枠があると思いますけど、汚染土壌の受け入れ前にどこから持ってくるよということを聞くことにしています。それは、むげに断るということは事業活動の上ではなかなか難しいと思いますけど、事前に受け入れをする現場を聞きます。その中で今お

っしやってみえるようなことがあれば、発注元側に言うべき問題だと思っていますので、そういう考え方で進めたいというふうに思っています。

○委員（川上文浩君） 大体トラックが入ってくる方向を見ればどうか、大森の非常口から出てくるのかどうか僕は知りませんが、わかるんで、やっぱりそういったところはきちっとしておかないと、後からもうどんどん入れてきて、こんなことは言っちゃあ事業者に対しては失礼なんだけど、後から産業廃棄物処理という許可もとろうと思えばとれるわけなんですよね。名古屋の工場が年度ごとにやっているわけで、事業を拡大しているわけです。同じ年に全部とっているんじゃなくて、年度ごとに産廃やって何やったりして、順番順事業を拡大しているの、あの看板を見たときにこれは危ないなと誰でも思うことなんで、徐々に産業廃棄物処理の資格をとって、許可をとってやり出すということも可能性もなきにしもあらずなので、やっぱりそこまでちょっと心配はしたいなというふうには、あおるんじゃなくて心配したいなというふうに思っています。

あとは、トラックの搬入・搬出経路というものは、例えば汚染土の搬入経路、そして今度はそれを持っていく搬出、当然処理できないものは名古屋の工場へ持っていかれるような、先ほどの搬出計画がありましたけれども、それに対してはどこをどう通ってどう持っていくのかということ、市内ぐらいはもうきっちりしておいたほうが私はいいとは思いますが、けれども。

○環境課長（杉山徳明君） 私どものほうでも、そういった経路については気にしなきゃいけないというふうに考えておりますし、環境審議会でも交通渋滞の関係で意見がありましたので、考え方としてはお示しをする中でいくと、2-3の、今現状では受け入れに関してはこの縦のラインしかないんです。どこから来ても縦のラインで、東明小学校の西側の市道を通って処理工場に入るしかないんです。トンネルが抜けて開通した暁には、分散化を図るということで、縦方向に動いてくださいねということは協議をしていく予定でおります。

もちろん、先ほどもマニュアルの中で運行マニュアルをつくるということを言っています。そのマニュアルの中では、どういう方向で動くということについても協議をしていくことにしておりますし、議員おっしゃるように、市内全部といってもなかなか全部を把握しきれないとは思いますが、生活に影響するような道路は絶対走るなということは申し上げておりますので、特に片側1車線以上の道路で考えてくれということは言っておりますし、事業者もそういうふうに考えていますので、十分注意しながらやっていきますので、その都度相談します。

○委員（川上文浩君） 交通量の問題ではなくて、通学路もありますし、それとか東明小学校もあって、やっぱり汚染土を運んでくる、また処理して、処理し切れなかったものもどこかへ搬入させるといって、それも汚染土ですよ。それを学校のそばを通っていくという健康被害的なものと、そうなってくるとやっぱり教育機関、子供が通っている学校がすぐ近くにあると、これはもう何百メートルでしょう、これ。処理工場はちょっと高い位置にあるわけですね。丘の上にあって、風通しがよくて、そちらのほうに粉じんは飛んでいくよ。結構東

からの風とかも多いので、そういった場合に小学校はそりゃあ心配ですよ、我々からすると。だから、そういったことも含めて、トラックだって完璧な状態、密閉されたトラックじゃないわけですので、荷台がね。やっぱりそういったところもよくよく考慮して、水質汚染とか環境庁の基準はわかるんですけども、周辺の環境をよくよく見た場合に、本当に市民、保護者が安心して学校に通わせられるかということまで考慮した上での公害防止協定であってほしいなと思いますし、そこは条文化できなくても、協定には入れられなくても、やはり意識として事業者側にはしっかり持ってもらって、行政とすると、やはり学校の周辺もきちっとモニタリングをしていかないと、子供が通っていて健康被害に遭いましたなんてことが後で起きたら大変なことになるなというふうに思うので、これは一言申し添えさせていただきたいというふうに思います。

○環境課長（杉山徳明君） 御指摘の向きについても、今後も含めてしっかり監視というと失礼ですけど、そういうふうに考えていますので。

○委員（川上文浩君） ウランの対応については、多分これが最善の方法であって、ベストとは言えませんがベターだろうと、グッド、ベターぐらいのところなんで、とりあえずこれで様子を見ていきます。

あとは、その検査方法の検査結果の公表です。ここをしっかりとしてほしい。

○環境課長（杉山徳明君） 検査結果については、全て公表してくださいという話をしていますし、環境課で、どこまで市民の方に公表していくのがいいのかということは判断しなきゃいけないと思うんですけど、とりあえず市には届けてもらうことにしておりますし、地元にも必要に応じて出してねという話はしておりますので、今のところはそういう考え方で進めております。

○委員（伊藤健二君） 今、川上委員から、県内・県外、物の搬入という話が出て、とても大事だと思うんだけど、まず山岳出口、いわゆる大森の財産区につくるあそこですけど、あそこから先、愛知県に向かって出口は、多分聞いた話ではないはずなんです。工事用のあれを徐々に深く掘っていくときに、途中で引っ張り出しをつくるかどうかはよく知らないけど、いわゆる当初案の計画を進めるときには聞いていない。逆に言うと、あの大森の出口には、名古屋駅からこっちべたを全部出すのか、名古屋駅の採掘場へ、あの名古屋のど真ん中にダンプカーが出入りをするのかといえば、直接その駅舎関係はあっても、それ以外はないでしょう。だからそうやって考えると、春日井市あたりまで美濃帯もあるという話もあるし、わざわざ春日井市からこの美濃帯の現状を視察しに 28 日来ておるわけだわね。訴訟団も含めてきておるわけ。だから、相当限どういう土壌が出てくるかが心配されているというのが市民目線、その上でこの山岳出口、大森のところには、どこからのものが搬出されてきて、ずうっと掘っていったら、掘ってったやつをどんどん、逆に土をかき出して、大森から出して、そいつをどこに一時仮置きするか、そしてどういうふうに運んでいくのか。ダイレクトにこの土壌処理施設へ運び込むのか、そういう問題についてどの規模を考えておるといっはやっぱり確かめていく必要がありますよね。

それは、きちっと事前に確認していくことと、県外・県内の区別はして、一応線を引っ張るといふのなら、ぜひそれは断固県内で確保してほしい。県内とした場合でも、多治見市は当然入るわね、岐阜県内。大森から向こうもすぐ多治見市ですから、多治見市が入ると、御嵩町、こっちから久々利の向こうの多治見市の部分、美佐野のところに、いろんな新聞報道によると、町長と議員と間のやり取りでははっきりしないんだけど、県に対しては町長は、あそこの美佐野の谷、町有林と民有地、美佐野のあそこの場所は、もう 90 万立米くらいか。だから、あそこの久々利と一緒にだよね、同規模の山の埋め立てはしてもいいみたいな話で、その土地をただでもらうから云々、いろんな議論があるみたいだけど、要はあそこから出たやつも放射能を運び込まないということだもんであれにしても、そこから久々利までの間は美濃帯で間違いないもんで、そういうやつはどんどん出てくる。すると一旦ここまで来て、最終的にはやっぱり美濃帯は処理できんからというので、ここからまた仮置きしておいて次出すという話がさっきありましたね。その辺の分で、要するにここの処理施設はどこまで門戸を開けているのかについて、はっきりさせてくださいということですよ。

もしそれがどんどん広がっていく場合については、やっぱり新たな問題が起きていないのか確認していくということが必要だと思います。

最後に、水の問題だけど、どしゃ降りの雨、50 ミリ、80 ミリ、100 ミリが降ったときは、もうその建物周辺にくっついていっているものがみんな、この調整池へ基本的には流れるんですよ。ほかへ落ちていくことはないですよ。そうすると、洗輪場のやつは産業廃棄物処理をして特殊なものとして排水をかけるだろうけど、その前後から含めて、土壌で落ちた水は洗われて調整池へ必ず行く。そうすると調整池に沈殿していくというものがある。だから、年 4 回だけれども、そういう特殊な大量の水が流れた後だとか等々については、適時必要なモニタリングをかけるということと、あと、一度でも基準値を超える状態に近づいてきたら、その時点でどうするんだという、なぜそれが起きているかというやつをはっきりさせていく必要があると思うんだよね。

仮にオーバーした場合については、操業をとめるの、これ。そういう話はどうなりますか。基準値超えと操業との関係について。

○環境課長（杉山徳明君）　たくさんお話しになられたので、まず J R 東海の関係の工事については、現状知り得ておる話としては、3 キロから 5 キロに開口部を設ける必要があると、リニア中央新幹線においては。したがって、大森口のいわゆる名古屋方向にも開口部があるだろうと。多治見市には変電所みたいなものをつくるということをやっていますので、ということ、そこにも開口部があるだろうということです。

工事の仕方として、一般的なトンネルの工事のお話をしますと、開口部から斜坑部へ行くのと、両方向にある一定の掘削をします。いわゆる向こう側にも待っているところがあるので、両方からある一定の距離に行くということなので、先ほど川上委員からおっしゃってみえるような大深度まで行くことは、ここから一発で行くことはあり得ないので、多治見市の開口部からどこまで愛知県側に行くかどうかというのは別として、多治見市から出たものは県内

処理という考え方になるんだろうなというふうに考えています。多治見市よりも向こうにも多分開口部はできるはずなので、その辺はちょっとJR東海とのやり取りの中でもう少し確認しなきゃいけないと思いますけど、一般的な考え方としたらそうじゃないかなと思っています。

美佐野の関係とか、いわゆる埋め立て処理をされる施設について、いわゆる残土処理施設については、重金属を含んでない土を処理されていくものでして、この施設は重金属を含んでいるものをここで浄化して、きれいなものだけ埋め立て土にまた持っていくというところなので、県内のリニア中央新幹線の汚染土壌については、重金属を含んだ土についてはここに入るだろうというような考え方で今は進んでいます。それが1点目。

2点目の水の関係ですけれども、どしゃ降りの雨のときに入るだろうと。もちろん調整池に入りますし、粉じん等が必ず全部とれるわけじゃないですので、粉じん等は多少出るだろうと。それでも県の指導によって、粉じんが出ないような施設をそれぞれのところに設置をしていますので、少ないとは思いますが、必ず出るだろうと。事業者も出るだろうというふうに考えているので、沈砂池でいわゆる溶出水をモニタリングしていくということを考えているわけですので、その数値基準については先ほども少しお話しましたけれども、排水水の基準ではなくて、環境基準という10分の1の基準で動けということで取り決めをしていくので、そこをトリガーという考え方で考えています。

環境基準の水が出たからすぐに健康被害があるかというところではなくて、ある程度予定をしなきゃいけないよねということは、まず第1点目で、排水基準になったら操業がとまるかどうかは県の指導になりますので、排水基準までいくというのは、ちょっと言葉としては適切な言葉ではないかもしれませんが、仮に排水基準までいくような水が排出されてしまうということは、その前の環境基準のところトリガーが働いていないということですので、そもそもその工場自身が健全化されていないということですので、それは我々の責任でもあるので、環境基準を超えるようなことはないように常に干渉していくというのが我々の立場ですし、もう一つ、なぜ環境基準にしたかといいますのは、議員も御指摘のように沈砂池に土壌がたまります。そのたまったものを産業廃棄物として出してしまえば、またクリアな沈砂池になります。それを進めるのを10分の1の基準で溶出水に出てきたよねと、その段階で泥を出してよということを協議していきたいがために、環境基準をトリガーにしていますので、その辺も含めて、今のような事故がないように努めていきたいという協定書を結んでいきたいと思っていますので、御理解いただきたいです。

○委員（伊藤健二君） 調整池とあなたは言わないで沈砂池と言っているけど、調整池の前に沈砂池が数カ所あるのかな、1個。さっきの洗輪場とは別にね。その沈砂池には一旦、表層部分というか、覆った敷地内の水がそこを通過していく。どこかにつくんだね、この図面上のどこかに、余りはっきりしていないけれども。そこに上澄み部分と泥で固まっている部分とか出てくるんで、それを定期的にチェックするということですね、沈砂池の。

○委員長（高木将延君） 済みません。

質疑の途中ですが、このまま会議を進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○環境課長（杉山徳明君） 沈砂池の位置は、もう一度、資料1の3-3の土壤のところに、四角い青い枠がここにあります。ここで15立米の水がたまるようになっています。これは、ここにも書いてありますけど、降雨時の土壤の流出防止のために用意するものですので、基本的にはこの沈砂池を通して調整池に流れ込むということです。上に水質というのが書いてありますけど、上のほうの青い丸がいわゆる流出水が外に出るところの出口です。ここでモニタリングをしていきます。万が一排出水基準を超えるような水が出るということであれば、このゲートを閉じるという作業もするということです。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか、質疑はございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） これは県の認可事項になるんですが、プラントそのものの監視体制をちょっと聞きたいんですけども、まず、トラック単位でマニフェストという分厚い書類がついて回りますな、最終どこまで持ち込んだって。その受け取りが最後に戻ってくるわけですわ。それが一番の汚染、特に土壤について、安全を確認する一番重要な事項なわけですよ。その確認というのは、常時どういう体制になるわけですか。例えば、県の職員が常駐するとか何かそういう、いわゆる監督体制というのはどういうふうになっておるんですか。

○環境課長（杉山徳明君） 一般廃棄物処理施設とはちょっと違いますので、呼び名は別として、今おっしゃってみえるようなマニフェストと同様の処理票がダンプトラック1車について1枚、毎日、ここで言いますと、例えば1,200トンの処理をしますから、10トンダンプで来れば120枚来るんです。それは毎日毎日来て、その処理が適正になったかどうかというのは、最終的に請負側に戻ってくる票なので、その票自体を管理するのは事業者と排出事業者、または処理事業者ですので、そこはマニフェストと同じ考え方で考えてください。したがって、県が全てのところに介入するわけではありません。

マニフェスト票と同様の票は、一般廃棄物処理のマニフェストと同様の動き方をします。その保管確認については、それぞれの発注元、例えばJR東海であればJR東海のは発注元がどう管理されるかは、土壤汚染対策法の中の書き込みの中に書いてある管理責任がありますので、そこがやります。岐阜県の管理責任もありますので、それは年に立入調査をして、数回やるのか隔年でやるのか、まだそこは聞いていませんけど、そういった立入調査をするという話は聞いていますし、管理票を確認するという事も聞いていますので、そのあたりは県がやられていくことだろうと考えています。

その場合には、必ずしも同席させてくださいという話は今もお願いしていますので、非常に今の県の体制とは緊密に連携をしていると思っています。特に、可茂県事務所の管内の環境課の方々とは、本当に緊密にいろいろな事件にも同時に対応していっていますので、同様の処理をしてもらえると思っていますけど、必ず我々も一緒に行くというふうに考えていますので、そこは今の段階としては体制はそういうふうに考えています。

○委員（酒井正司君） まさにそこがポイントなんですよね。幾らプラントを立派なものをつくっても、運営上、そこで抜け穴が幾らでもありますので、しっかりと今の県との連携をやっていただきたいなあと思います。

○環境課長（杉山徳明君） ありがとうございます。

もう一つつけ加えて、先ほど川上委員からの御質問にもありました、どこから受けるんですかというものを事前にももらいます。そのどこから受けたものが、どう処理されたんですかというものも報告としてもらいます。そのもらったものは、今考えていますのは各現場で、例えばヒ素が基準の何倍、この物質は何倍というものの山があります。その山のものを、いつの期間ずうっと処理しますというものをまず事前にももらいます。その山のものは、どう処理されていって、結果、報告は、ロットはまだ決めていませんけど、ある一定のロットでもらうというふうに考えています。そのようにやり取りを協定書の中には盛り込めないで、そのあたりをマニュアルの中で整理していこうかということをやっている、協定の中では様式等を定めずに、どちらかといえば我々側に柔軟に対応できるようにというふうに考えております。

そのベースは、秋田県の大館市が進めている、一番当初にやっていたら、あそこは協議なんですけど、協議書という形で進めてみえたものを参考に、項目等も整理して、今現在もそういう項目の整理をして話をしていますので、恐らくそれを議員の方や市民の方が見せてくれということになると思うよ。もともとそういう公開を前提に進めていきましようというふうに考えていますので、そのあたりは機会を見て、またお話しできると思います。

○委員長（高木将延君） そのほか、質疑ある方。

○委員（大平伸二君） ちょっと協定書とは別かもしれないんですけど、この協定書の中にも書いてあるんですが、受け入れたもの、数量ですね、全て 100%処理してあそこに野積みをしないう前提でものがつくられておるんですけど、処理できると、処理できなかったものは濃縮土として搬出すると、100%それはないと思うんですけど、あそこに野積みということは、処理できなかったら、搬出できなかったものというのは、そういう体制というのは監視等々はあるんですか。100%できるならいいですよ。100%受け入れたものを処理して、浄化土と濃縮土と全部処理施設等々へ搬出できるという前提ですよ、これ、絶対残らないという。その辺だけ教えてください。

○環境課長（杉山徳明君） もともとの前提としまして、受け入れた土は全て出すということを考えて、この施設をつくっていると聞いています。

しかし、私もちょっと心配だったので、じゃあ、事前の審査が間違っていて、処理できなかった場合はどうするんやという話なんですよね。その場合は、もう1サイクル回しますと。いわゆる浄化のDME工法の中にもう一遍回しますと。回してもとれなければ、それを置いておくと受け入れボリュームが下がるので、名古屋のリサイクルセンターとかセメント工場とか、とにかく外に出すことを考えています。したがって、その関係からいけば、ここに滞留するものはなからうというふうに考えています。

それは、我々が事業者でありませんので、そこまで限定的に申し上げることはできませんけど、ここに滞留すれば事業が行きとどまってしまうので、ないというふうに考えています。

○委員（大平伸二君） なかろうですよ。ということは、あり得るということですよ。

ここの業者と比べたらいかん、この前の中央道の陶器のあれやないけど、ああいう業者もおりますので、その辺の監視というのはやっぱりちょっと心配な点があるんです。なかろうなのか、その辺は明記すべきじゃないかなと思っているんですけど。

○環境課長（杉山徳明君） 私の答える範囲ではないと思いますが、その部分というのは、いわゆる違法業者、あるいは適法な業者じゃないところとの比べというふうに理解をする上では、この処理が適正に行われている限りは、ここには滞留物はないというふうに考えますので、それらを監視するのが我々の責任というふうに捉えるならば、責任を持って監視しますという話はできますけど、残りませんというのは事業者のことですので、我々から申し上げることはできません。

したがって、我々がやらなきゃいけないのは、そういうところがないようにきっちり監視をしていきますということで御理解いただけないかなと思います。

○委員長（高木将延君） そのほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件はこれにて終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後0時10分

○委員長（高木将延君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思います。

続いて、協議事項に入りたいと思います。

委員会代表質問についてを議題といたします。

12月議会の代表質問の受け付けが一般質問よりも早いということで、この段階で今、建設市民委員会として代表質問をしていかなきゃいけないという案件がございましたら御提案いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

現在の時点でないということであれば、この時点では代表質問はなしということで、ただ、12月まで時間がございますので、そのような案件が出てきた場合は、再度委員会を開催して決めていきたいというような方向でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、会期前の委員会の開催についてを議題といたします。

12月議会の前に委員会を開催することができるということで、議会運営委員会のほうで

も会期日程のほうで建設市民委員会は12月21日火曜日ということで一応日程はつくっていただいております。

また、9月議会のほうで説明を受けました可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてと可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例の制定についてということが、12月議会の議案につながってくるというふうに予想しております。その点から、会期前に委員会を開催して委員の勉強等したほうが良いということであれば、この日程で委員会を開催するというほうにしたいと思いますが、この件に関して意見のある方、お願いしたいと思います。

○委員（川上文浩君） 視察も行くことですし、一応予定しておいたほうが良いんじゃないかなとは思いますが。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、建設市民委員会としましては、この11月21日の火曜日、12月議会の会期前委員会を開催するというように決定したいと思っております。11月21日火曜日、午前9時から総務企画委員会がございますので、その後の開催になると思っております。また、総務企画委員会のほうで委員会前の委員会を開催しないということであると、また時間が変わってくるかと思っておりますので、そのときには連絡させていただきたいと思っております。

次に、協議事項には書いてございませんが、委員会で木曾川左岸の遊歩道、かわまちづくりの件に関して、現地を視察したいなというふうに思っております。その件について。

○委員（川上文浩君） 先般、建設業連合会の会長から、今かわまちの計画が予定されて建設業新聞にもそれが出たそうです。

それを踏まえて、一度委員会の皆さんと執行部とその組合の連合の方々と、今渡から土田まで歩きながら説明を受けながら、人道橋でしたか、聞くところによると数億円かかるというような話ですので、そういったものを含めて、現場を歩いて視察して、現地確認したらどうか、雨天の場合はちょっとこれができないものですから、という提案がありましたので、それはいいことですねということで委員長にお願いして、今渡の左岸の遊歩道をずうっと歩きながら多目的広場の計画地、それから人道橋までのところを説明を受けて視察したらどうかというご提案です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

昨日、建設部のほうとお話をしまして、今の土田渡多目的広場の工事というか、土砂の搬入が始まっておりますので、その土田の多目的広場をつくる場所から下流側の堤防はダンプが来るということで、これが11月いっぱいかかるというようなことを言われました。ですので、案としましては、今渡から土田の多目的広場のところまで歩いて、そこからまたバスで移動して人道橋のほうを見に行こうというような流れで考えております。

日程案なんですが、平成29年11月8日に午後から中濃十市議長会議員研修会がある日な

んですが、その日の午前中はどうかというふうに今考えておりますが、このあたりいかがでしょうか。

[発言する者あり]

○委員（大平伸二君） 平成 29 年 11 月 8 日と言われたけど、11 月 8 日から国土交通省が堤防の上を舗装します、11 月の初めから。それが厚さ 4 センチの舗装道路を舗装しますので、それが年内いっぱいどころか来年までかかりますので、その状況も見てもらうと本当はいいと思いますので、ちょっと日程をもう一度見直していただくほうがいいかもしれないと思います。

○委員長（高木将延君） わかりました。

日程のほうは、大体 11 月中旬あたりをめどに、ちょっとこちらのほうで調整しまして再度御連絡させていただきたいと思いますが、現地視察はやるという方向で、皆さんの御了承をいただきたいと思います。よろしかったでしょうか。

[「はい」の声あり]

では、そのようにさせていただきます。

あと済みません、もう一点ごめんなさい。今度の秋田県、岩手県の建設市民委員会の視察で、サイボウズのほうで事前質疑を受け付けております。平成 29 年 10 月 12 日をめどに事前質疑のある方はお願いしたいなと思います。

また、日程に関しては今調整しておりますので、その日程でき次第、皆様に御連絡させていただきたいと思いますが、その調整はまた委員長・副委員長に一任させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

協議事項は以上で終了となりますが、ほかに何か御意見ある方ございますでしょうか。

[「ありません」の声あり]

なければ、これにて建設市民委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 0 時 19 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 10 月 6 日